

# 「知」の集積と活用の中 産学官連携協議会会員規則

平成28年4月21日制定

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、「知」の集積と活用の中 産学官連携協議会規約（以下「規約」という。）第35条の規定に基づいて会員に関して定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 協議会の会員は、以下の3種とする。

(1) 個人会員

協議会の趣旨・目的に賛同し入会した個人（生産者及び大学、公的研究機関の研究者等）

(2) 法人・団体会員

協議会の趣旨・目的に賛同し入会した法人又は団体（個人会員以外の組織及び団体（特別会員を除く））

(3) 特別会員

協議会の趣旨・目的に賛同し入会した地方自治体、公設試験場、大学及び研究機関の組織及び団体

## 第2章 入会及び退会等

(入会)

第3条 規約第4条の申込は、協議会に入会申込書（別紙様式1）を提出するものとする。

(退会)

第4条 規約第5条の届出は、協議会に退会届出書（別紙様式2）を提出するものとする。

## 第3章 会費

(会費)

第5条 会員の会費は無料とする。

附則（平成28年4月21日）

1 第5条の規定は、平成29年4月1日に見直しを検討する。

別紙様式1 略

別紙様式2 略